■「配慮指針」イメージ

すべての人が安全かつ円滑に利用できるように整備するためには、数値等の適用を求める整備基準だけではなく、事業者や設計者が整備にあたっての「考え方」を理解し、施設の状況に応じて、その「考え方」を具体化した配慮を行うことが必要です。そこで、区民懇談会の提案(「17の原則」) および「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」という都市や生活環境を利用者本位で設計する考え方である「ユニバーサルデザインの7原則」を参考として、柔軟で選択性のある配慮指針を別に定めるものとします。

7つの配慮

公平性

すべての人が同じように疎外感を感じずに利用できるようにする

連続性

施設の位置や連続性を考慮し、すべての人が使いやすくする

選択性

複数の利用方法を追求し、利用の自由度を高めるようにする

分かりやすさ

施設の使い方は簡単に、必要な情報は分かりやすく伝える

安全安心

防災、防犯に配慮し、安全かつ安心して利用できるようにする

身体への負担軽減

身体への負担が少なく利用できるようにする

快適性

施設の性格や利用状況等に応じてふさわしい機能や意匠を採用し、快適に使えるようにする